| 適用法令 | | | | | | |
|----------------|---|--|--------------------|--|---|--------------------|
| 等(主管 | 規制・制限を受ける区域 | 許可等の権限者 | 手続続 | 行為の禁止・制限又は規制の内容 | 根拠条文 | 備考 |
| 課名) | | | | | | |
| 1 (33) 屋外広告物条例 | 1 道路、鉄道、軌道若し くは索道の用地若しくは これらの建設予定地又は これらに接続し、かつ、 これらから展望できる範 囲の地域(県則別表第3) 2 美観風致の維持するた めに特に必要があるもの (県則別表第4) | 市町村長 | 許 可 市 町 村 | (行為の制限) 広告物等の表示、設置又は改造 | 条8① 県則9①、9② (許可の基準) 条8② 県則9③ (指定の特例) 条8③ (適用除外) 条8④ 県則9④ | 屋外広告物法 3、4 条 12 |
| (都市・まちづくり課) | 地域の特性を生かした 美観風致の維持を図ることが特に必要な地域又は 場所(市町村長の申出により特別規制地域として 指定)(県則別表第6) | 市町村長 | 許 可市 村 | (行為の制限) 広告物等の表示、設置又は改造 | 条9 (許可の基準) 条10② 県則10 (指定の特例) 条10⑤ (適用除外) 条10⑥ | 屋外広告物法 3、4 条 12 |
| 1 (3 4) | 他の景観行政団体の区域を除いた長野県全域 | 建設事務所長 (5階以上かつ延面積 5,000 ㎡以上の建築物の 新築等又は 40,000 ㎡を 超える土地の形質変更は | 届 出建設事務所 建築担当課) | (行為の事前届出) 次に掲げる行為で一定規模以上のもの 1 建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 2 土地の形質変更 3 土石類の採取 | 条 10 県則 5 (適用除外) 条 10④ 県則 6、7、8①、8② | 景観法 16 |
| 景観法・長野県景観条例 | 景観育成重点地域 景観育成特定地区 | 知事) | | 4 屋外における物件の堆積 | 条 10⑤ 県則 8③ 条 10⑥ | |
| 米例 (都市・まちづくり課) | | | | | | |